



交通規制上の注意事項

普通自転車と軽車両の違いは？

リアカー、人力車、馬・牛、馬車・牛車など



軽車両



普通自転車

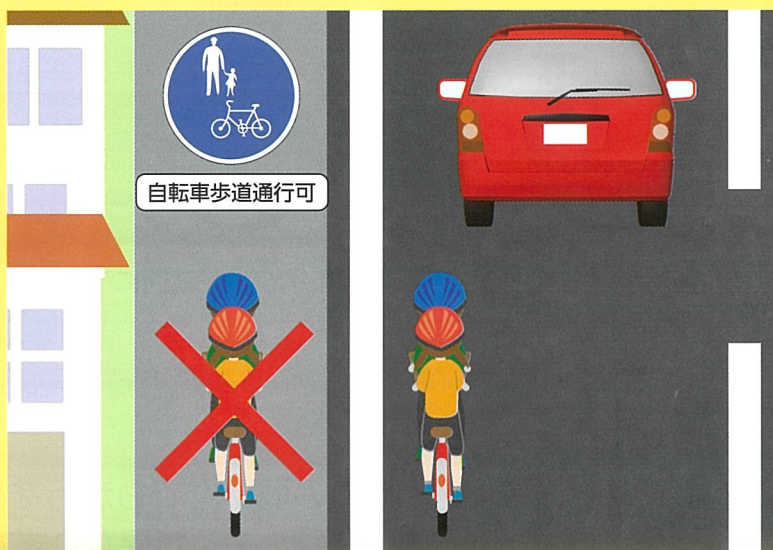
- ①車体の大きさ
長さ 190 cm以内、幅 60 cm以内であること
- ②車体の構造
 - ・側車を付けていないこと
 - ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと
 - ・制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
 - ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

歩道は通行できません

歩道には右のように「自転車及び歩行者専用」の標識が設置されていることがありますが、ここでいう「自転車」は「普通自転車」のことを意味します。

普通自転車ではないタンDEM自転車は、このような標識があっても歩道を走ることにはできません。

車道の左側を通行することになります。



「自転車を除く」の補助標識は適用されません



自転車を除く



自転車を除く



自転車を除く

進入禁止や一方通行等の規制標識に「自転車を除く」という補助標識があっても、タンDEM自転車は除かれません。

車両用の信号に従って進行することになります。

歩行者用信号ではなく、**車両用信号**に従って進行することになります。

